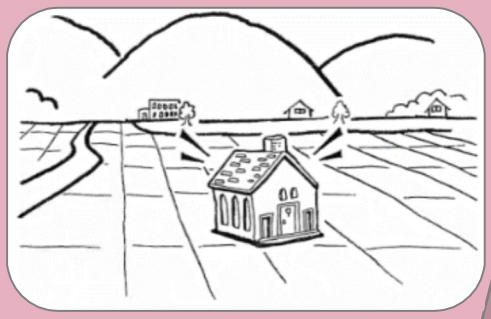
ご確認下さい

農地の違反転用を行っていませんか？？

農地に家を建てたい！



農地を資材置場に！



農地を農地以外のものにする（農地転用）には、あらかじめ農地法の許可（市街化区域内の場合は届出）が必要です。

違反転用者には…

３年以下の拘禁刑 又は **３００万円以下の罰金** が科せられる可能性があります
（法人は１億円以下の罰金）

相続登記されていない農地が社会問題化しています

相続の際は農業委員会への届出をお忘れなく！

詳しくは市町村農業委員会、県農地管理課へご相談ください。